

第六十七回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第九号

昭和四十六年十二月二十六日(日曜日)
午後四時三十七分開会

委員の異動

十二月二十六日

辞任

藤原 房雄君
加藤 進君

補欠選任

黒柳 明君
渡辺 武君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

長谷川 仁君

鬼丸 勝之君

楠 正俊君

剣木 亨弘君

丸茂 重貞君

松井 誠君

森中 守義君

矢追 秀彦君

高山 恒雄君

岩間 正男君

委員

稲嶺 一郎君

今泉 正二君

長田 裕二君

梶木 又三君

片山 正英君

亀井 善彰君

古賀雷四郎君

柴立 芳文君

鈴木 省吾君

園田 清光君

竹内 藤男君

西村 尚治君

初村瀧一郎君

委員以外の議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

宮崎 正雄君

山内 一郎君

若林 正武君

占部 秀男君

大橋 和孝君

川村 清一君

田中寿美子君

田中 一君

宮之原貞光君

村田 秀三君

森 勝治君

上林繁次郎君

黒柳 明君

原田 立君

栗林 卓司君

渡辺 武君

喜屋武眞榮君

佐々木静子君

春日 正一君

佐藤 榮作君

前尾繁三郎君

福田 勉夫君

斎藤 昇君

西村 英一君

渡海元三郎君

江崎 眞澄君

山中 貞則君

高辻 正巳君

系 光家君

林 信一君

内閣法制局第三部長

内閣法制局第四部長

内閣法制局沖繩法制参事官

内閣法制局第二部長

人事院事務総局長

総務府総務副長

官制参事官

防衛庁参事官

防衛庁長官官房

防衛庁防衛局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁総務部長

茂串 俊君

角田礼次郎君

茨木 広君

砂田 重民君

鶴崎 敏君

安戸 基男君

久保 卓也君

島田 豊君

長坂 強君

銅崎 富司君

岡部 秀一君

岡田 純夫君

田辺 博通君

辻 辰三郎君

吉野 文六君

井川 克一君

前田多良夫君

小幡 琢也君

浦田 純一君

高橋国一郎君

森岡 敬君

宮澤 弘君

相原 桂次君

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

の地方の事務所設置に關し承認を求めめるの件、沖縄平和開発基本法案、沖縄における雇用の促進に關する特別措置法案

以上の各案件を一括して議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

占部秀男君

○占部秀男君 委員長、議事進行でお願いがあるのです、委員長に。これは二十分の中じやない。往復二十分です。何にも言えないです。そこで、私も急所の点だけ簡潔に質問します。それから、はっきりとわかるようにひとつずつやりたいと思つたのです。それだけひとつ委員長のほうで議事運営で気をつけていただきたい。

私は、総括質問のときに、沖縄開発の法案について、憲法九十五条の取り扱ひの問題を質問しましたが、いろいろと答弁はありましたが、なかなかまとまつた形になつていなかった。特に質問に對して回答のなかつた問題もあるわけですから、この際、ひとつ念を入れて御質問したいと思ひますが、その前に、この間の回答はなぜ九十五条における「一の地方公共団体」、こういう扱い方をあの法案の中の沖縄県あるいは県下の市町村についてとらないかと、こういう点については三つ答弁があつたと思ひます。一つは、これはあの九十五条に規定してある地方公共団体には当たらない、こういうことが一つです。公共団体そのものの問題でないから当たらないということ。一つ、もう一つは、国から財政措置その他の援助措置があるが地方自治の制約をしてないんだ。したがつて、これは九十五条のものには当たらない。三つ目は、現在沖縄には憲法が適用されてない。そこで、適用されてないその現実の中で、住民投票が行ない得るかどうかということ。疑問である。この三つが結局は皆さんの答弁の結論であつたと思ひますが、この点をひとつずつ確認しておきたいと思ひます。どなたでもけっこうです。

○政府委員(高辻正巳君) 私の記憶では、いまおあげになりました三つのうち、実体的な関係で特別法には当たらないのではないかと、手続的な面からいって、まさにさつきおっしゃつたような点ですが、これもそれを実施するのに問題があるのではないかと、これを申し上げました。もう一つ御指摘になりました財政法上のことをいふ財政関係の観点から何かあつたようにおっしゃられたように思ひましたが、あるいは……。

○国務大臣(山中貞則君) それは、私が答弁したんです。

○政府委員(高辻正巳君) ああそうですか。いまの二点については、私そのとおりでございます。

○国務大臣(山中貞則君) いま一つの点は、国が直轄で行なうことができる規定についての問題でありましたから私から答弁をいたします。

それは法律に明示されているごとく、果しは市町村あるいは管理者等が申請した場合にのみ国が直轄で行なうものであり、それがいやであつた場合には、申請をしなれば、強要するものでもなく、また、十分の十の補助によつて行なわれる補助、それが行なわれなかつたものでもありません。その意味では、いわゆる九十五条の手續を必要とするような規定ではないという点について、私が申し上げた点をもう一ぺん申し上げる次第でございます。

○占部秀男君 そりすると、三つ目の最後の点は、地方団体を制約するものでなく、かえつて利益を与えるものであると言われたあなたの答弁です。それは仮定の答弁であつて、申請というところに力点が置かれた答弁であると、かように言われるわけでありませんか。

○国務大臣(山中貞則君) 利益の何の、これは実体論だと思ひます。ですから結局まことに言へば、市町村長なり管理者なり知事というものが自分たちでやりたいのに、国のほうが無理じいして直轄でやるといふことはありません。これを裏返しに申し上げたわけでございます。

○占部秀男君 そこで、第一に、この憲法が適用されてないから住民投票をするということには疑義があると、こういう問題であります。これ

は沖縄の住民の国政参加の特別法の例があります。よりに、必ずしもそれだけで、この問題は否定できない問題ではないかと私は思ひます。特に、今度は沖縄返還協定に伴う問題でありますから、外交上の問題として、何かさういふふうなことをしなければならぬ点があるのか、あるいは法的に制約があるから住民投票ができないのか、さういふような点はつきりした何か理由がありますか。

○政府委員(高辻正巳君) 私さつき二点について御同意を申し上げました。それから、御質問の趣旨がつかみ切れなかつたわけでありましたが、同意に基づくという点については、いわゆる振興法に關しては私も申し上げました。それでございまして、おそまきながらその点を申し添えておきます。

それから、憲法の施行の關係でございしますが、一般的にいまして、憲法九十五条の住民投票が行なわれますのは、憲法の現実の規定がまあ前提となるわけですが、これはまあどうしてもさうなると言わざるを得ません。ところで、今度の沖縄復帰について整備すべき法律案はいろいろございしますが、これは復帰と同時に施行されるべき法律案であるわけでございます。これは皆さんに御審議していただいている法律案にそのとおりに書いてございします。復帰に先立つての制定に意義を持つということにもなりません。そこで、この法律が制定される時点において、沖縄が復帰前であるというところは、言いかえれば、その時点において、沖縄に憲法九十五条が現実には適用がないということにこれはまた論理上さうならざるを得ないわけでございます。住民投票を実施すべき、さういふ意味です。さういふのが私前から申し上げておることでありまして、九十五条は申し上げるまでもなく、住民投票に付してから実は法律が成立すると、国会の両院の議決だけで成立する普通法と違つて、住民投票に付された後にそれが成立するということになつておりますので、さういふことに相ならざるを得ないのではないかと、この疑問を持つております。

で、これは疑問というよりなえらく齒切れの悪いことを申し上げますが、これはいづれにしても、普通法であるか、特別法であるかをやはり立法過程で御決定になるのは内閣ではなくて国会であるという気がするものですか、あまりえらうなことを申し上げるのもどうかと思つて、私が感じていることを率直に申し上げておるわけでありします。

○占部秀男君 内閣よりは国会であるというならば、国会の議決できてもいいんですけれども、内閣がきまつていいわけだ。法律の提案権は内閣にあるのですから、さういふことは問題にならぬ。それからもう一つは、施行されるのは、返還されたとき以降に施行になるわけでありまして、そこでその間は、いわば蔵の中にストックされておるような問題だ、つまり実効がないわけですから、さうでしよう。それですから、その施行された日以降に住民投票をすれば、何もできないわけではないわけでありまして、それを制約する法律は何かありますか、ないかあるか、簡単に言つてください。

○政府委員(高辻正巳君) 簡単に申し上げますが、施行された後に住民投票に付するということは、住民投票に付されないと施行をされないということになつておりますので、普通の法律と違ひまして住民……

○占部秀男君 ぼくが言うのは、憲法が……

○政府委員(高辻正巳君) ええ、憲法上。

○占部秀男君 憲法が適用されるわけでしょう、復帰したその日に。憲法が適用されるから、それに基づいてさういふような住民投票の問題をそれからやつたらいいじゃないかということなんです。

○政府委員(高辻正巳君) ただし、さうなりますと、法律の成立は返還の後になるということになります。つまり、問題は、法的にできるできないの問題ではなくて、内閣の政策の問題になる。つまり、それをやるかやらないかは政策上の

で、これは疑問というよりなえらく齒切れの悪いことを申し上げますが、これはいづれにしても、普通法であるか、特別法であるかをやはり立法過程で御決定になるのは内閣ではなくて国会であるという気がするものですか、あまりえらうなことを申し上げるのもどうかと思つて、私が感じていることを率直に申し上げておるわけでありします。

問題である。これが公用の土地の問題であるならば、基地をそのまま引き継ぐという、そういうような日米間の外係交渉のいろいろな問題があると思う。これにはそういうことはないのであるから、したがって、総理はほんとうに沖縄の県民のためを思い、沖縄の県民の意向をいれるというならば、これはやはりそういう扱いをするのがよく佐藤内閣にとつては、百万県民のためにやるべき姿ではないかと、こう思うのですが、総理はいかがですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) どうも私に解せないのですが、まあ、すべての法律はこの国会で御審議をいただいて、そうしてそれが公布される、そういうことで直ちに効力を発生すると、こういうもののように思っておりますが、特に、地域住民に特別な損害あるいは利害関係を持つと、こういうものならば、そういう際にこそ地域住民に問うと、こういうことが必要だろうと思ひますけれども、私はまあ今回の場合にはその必要はないのだらうと、これがまあ政府の考え方でありまして、皆さま方に御審議をいただいた筋でございます。

○占部秀男君 沖縄の人たちはおこりますよ。いままでも十五本ばかりいわけのこの種の法律があるわけですが、そのうちの十三本は住民投票をしておる。その内容を見ると、いずれも、たとえば首都圏整備法でも、首都圏における県や市等の権限を縮小するのじゃなくて、国からの財政措置をして、よりよい方向へやってみようという法律です。それを住民投票しているのですよ、十三本もみな。内容を調べていただければつきりわかる。それなのにこの沖縄の問題だけは、いま総理が言われたようなことで、これをまま子扱いするということにはわれわれは納得できません。しかし、これは時間がないから、この次やります。

それから、高辻さんが「二の地方公共団体のみに」というその公共団体に当たらないというのは、この法律の内容が公共団体そのものの問題ではないからであると、かようにあなたは言われましたが、それでよろしゅうございますか。

○政府委員(高辻正巳君) 憲法九十五条の規定を見ますと、「一の地方公共団体のみに適用される特別法」と書いてございまして。したがって、特別法の適用対象が地方公共団体であるということは、もう必然的にわかるわけでありまして。したがって、私も、その適用対象である地方公共団体の組織、運営の一般的方式あるいは権能について特別の規定を設けるもの、これが当たると考えております。ただし、学説にはいろいろな見解がございまして、地方公共団体を適用対象とするものだというところにおいては、まあ大体において一致しているのではないかと考えております。

○占部秀男君 そうなれば、今度の法律は、一の地方公共団体のみに適用する法律になるじゃないですか。たとえ道路にしても、河川にしても、港湾にしても、それは地方の固有事務です。固有事務ということは、御存じのように、その地方団体の存立に関する事務事業、この事務事業を国の直轄に持つていこうというのですから、したがって、一の地方公共団体の組織、運営並びに権能に關係の問題じゃありませんか、どうなんですか、その点は。

○政府委員(高辻正巳君) この憲法九十五条の問題は、私も提案をいたしております法律案のいろいろな法律案について御意見が出ておりますので、その際に、一般的なことを申し上げておきますが、占部さんは特に、前回もそうでございまして、この沖縄振興開発特別措置法案についておっしゃっておるようでございますが、その点については前回も申し上げましたとおり、また、山中総務長官が言われましたように、やはり、この国の側の一方的な意思によって、県道あるいは市町村道の新設、改築等を行なうことを定めるものではなくて、この二項の規定による道路管理者の申請に基づいてのみこれらの行為を行なうことができるというようにしております。みずから管理する道路の新設、または改築を道路管理者自身で行なうか、これを国に行なわせるか、どうこれをするかという点については、道路管理者の自由な選択

にまかされているわけでありまして。それは法律の規定を知らなければわかんないと思ひます。したがって、この規定は、沖縄の道路管理者たる地方公共団体の権能をいささかも規制ないし縮減するものではない。これらの地方公共団体の自主的な判断に基づいて、その発意に基づいて国がこれにかかわって工事を行なうことができることになっているものであつて、一方、この地方公共団体の権能を害するとかいうようなものではないというのが一つでございます。

それからもう一つは、これは先生御存じかと思ひますが、前に議員立法でこの種類の――これよりももう少し協議がととのつた場合というのがちょっと変わつておりましたが、つまり、このほうが一そう発意を大事にしておると思ひますが、それが住民投票にかけられないで成立したということも考え合わせまして、やはりその結論でいいのではないかと、思つておるわけでありまして。

○占部秀男君 そうすると、時間がないからだめ押しをしておきますが、振興法の場合には、いわゆる沖縄県なら沖縄県それ自体の問題である、こういうふうにはつきり解釈ができる、こういうふうには考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(高辻正巳君) ともかくも、一般の他の法律案と違つて、まさに御指摘のように、県道なり市町村道の問題がそこに介在をしております。これはそれぞれ地方公共団体の事務でありますので、その事務の観点から申し上げていることは確かでございます。

○占部秀男君 だから、一の地方公共団体のみに適用されるという、その一の地方公共団体のみという団体に沖縄県と県下の市町村はなりますね。

○政府委員(高辻正巳君) 地方公共団体の権能に對する例外をあたかも規定しているように見える、しかし、実質はそうでないということを御説明申し上げたんですが、そういう意味では問題になるというところをお答え申し上げます。

○占部秀男君 そこで最後の問題は、市長や知事が自発的に申請をする、こういうところが九十五

条の住民投票が要らない原因になつておる、かように考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(高辻正巳君) 相済みません。いま、よその方が見えて話を聞かされておりましたので……。

○占部秀男君 一つ、二つの問題はもうそれでいいとして、あとは、知事や市町村長が申請を自発的にするから、こういうことではいわけゆる一の地方公共団体のみというところは当たらないのだと、こういうふうにあなた方は考えているのかという

ことを聞いたわけです。

○政府委員(高辻正巳君) 先ほどその点は申し上げたのでありますが、ともかくも、法律が地方公共団体の権能等に関して一方的に規制を加えているというのではない、これはその地方公共団体自身の発意に基づいて国がやつてくれという場合に国がやりますよというところでありますので、九十五条の問題にはならぬだらうということをお申し

ておるわけでありまして。

○占部秀男君 そこで、山中さんか、建設大臣か、自治大臣か、どちらでもいいんですが、管理者の申請というものは、道路なら道路の場合には一体だれがどういふ形でどんな手続でやろうとおるんですか。法律の中にはまるつきりそういう点が書いてないんで、その点をひとつ教えていただきたい。

○国務大臣(西村英一君) その事務手続ですが、申請は申請の手続をするわけでございますが、申請がありまして、それを建設大臣は開発庁長官と協議して区域を定めるわけでございます。現在の道路法にしましても、河川法にしましても、北海道で大体特例があるわけですが、特例がありまして、それは北海道についてもやっておるわけでございます。そういうことになっておるんです。

○占部秀男君 大臣、特例と言ふけれども、北海道の特例は特例にならぬです。あれは議員立法であつて、港湾だけの問題なんです。ところが今度は道路、河川、港湾、およそ公共事業の中心的な問題が全部国の直轄でやることででき

ということなんですよ。だから前の議員立法とは質が違ふんです。時間がないからそういう問題はいいけれども。

そうすると、知事なり市長なりが、つまり現地の開発総合事務局と話し合つて協議をして申請をする、こういうわけですか、手続の上では。

○国務大臣(西村英一君) それは占部さん誤解ですね。現在の河川法にしても、道路法にしても、北海道についての特例があるというんです。議員立法じゃないんです。現在の河川法でも道路法でも特例があるんです。

○占部秀男君 それは前の北海道庁の、いわゆる北海道開発局のやつですか、それともあとの議員立法ですか。

○国務大臣(西村英一君) いや、そうじゃないのです。現在の法律です。

○占部秀男君 いずれにしても、申請の手続はどうなつておりますか。

○政府委員(高橋国一郎君) 沖繩振興開発特別措置法の第六條に、振興開発計画に基づきまして行なう県道または市町村道の改築でもって、沖繩の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖繩開発庁長官に協議して指定した区間にかかるといふ規定になっております。これは、御承知のように、沖繩の振興開発計画というものは沖繩県知事が作成いたしました内閣総理大臣に提出されるものでございます。内閣総理大臣は……

○占部秀男君 時間がない、時間が。それはわかるから、申請の具体的な手続はどうやるのかというのを聞いています。そんなことはこの前からやっているんだ。——どうも時間がいかにぬな、二十分。

○政府委員(高橋国一郎君) ただいま申請は、当該の道路管理者、つまり、市町村道でございまして、市町村長、それから都道府県でありましたら都道府県知事が道路法の第十八條第一項の道路管理者でございまして、そのほから大臣のほうに指定の申請が出るわけでございます。

○占部秀男君 固有の道路、河川あるいは港湾という非常に重要な事項の申請に、なぜ県の議会あるいは市町村の議会を、つんぼさきに置いておくんですか。これは非常に大きな問題ですよ。いままなは、知事なり市長なりが総合事務局と話し合いをしてそれをやるというが、総合事務局と話し合いをして、こういう扱いのできる種類の問題ですか。内容が道路、河川その他の固有事務の問題です。

○国務大臣(西村英一君) たとえば市町村道ですと、市町村長がこの区間はこれは自分のほうでやれないから直轄でやつてもらいたいと言へば、市町村の考へによつて市町村の議会にかけて、そして沖繩県知事を經由して建設大臣に出てくるという手続にならうと思ひます。建設大臣は開発庁長官と協議してやることになると思ひます。また、県のほうなら、県のほうで特定の区間をやりたいと言へば、県知事がそれを県会にかけてやつて、それで建設大臣に申請をしていく、こういうことになると思ひます。

○占部秀男君 時間がありませんから、これでおしまいにしますが、そこを、ぼくは聞きたかつたわけですが、この法律には議会の同意を得るとか、あるいは——議会は御存じのように、議決権があるれば同意する権利もあるが——議会の議決を得るとか、同意を得るといふことは書いてないじゃありませんか。これをこのままですつていけば、そのまゝはおかふりされてしまふんですよ。いま、建設大臣が言われたような扱いならば、この法律の中に、当該県議会あるいは当該市議会の議決なり同意なりを得て申請をするといふことを、なぜ書かないのです。書いてくれるわけですね、この法律の中に。はつきりしてください、その点は。

○国務大臣(西村英一君) それは、事柄によると私思ひます。その当該知事なり市町村長がそう考へれば、重大だから議会にかけようと思へば、それはかける。かけなくてやれるという場合はかけなくて出てくると思ひます。

○占部秀男君 それだから、ぼくは念を入れてやるんです。私がそういう意味を突つ込むと、あなたは、かけなくていい場合と、かけていい場合とある、こういうふうに出てしまふ。それでは、さっきの答弁が何にもならないじゃないですか。固有事務といふものは、かけない場合もあるし、かける場合もあり得るといふ、そんなまははんかな事務じゃないんですよ。憲法が保障して、その地方団体の存立に関する事務は、これは固有事務、その固有事務は法律では自由になる。あなた方はどう思つておるか知らぬけれども、一定の限度があるんですよ。憲法が定めておる自治の本旨、つまり、住民自治と団体自治ですか、この住民自治、団体自治のこの原則を、はみ出すような法律をつくることはできないんですよ。だから、私は、この場合に具体的に言へば、県議会あるいは市町村議会が住民を代表するものの賛成を得るか、それであれば——そういう手続をとらないならば、住民投票をして、いずれにしても主権者である住民の意向といふものを反映しなければならぬといふことを言つておるのです。これは、私は、自治大臣は相当苦しいだろうと思つて、自治大臣には私は質問しませんけれども、こんななか、あなた、法律がありますか。どうです、山中さん、当該議会の同意や議決ぐらひは得るようにしてやつてくださいます。それでなければ、地方自治は、もう何といふか、一つ一つくずされていくことになりまふ。その点、ひとつ、どうですか、最後に。

○国務大臣(山中貞則君) まあ、私もそのところを別段異論があるわけじゃありませんが、たとえば過疎地域対策緊急措置法をつくりましたときも、市町村が県に申請をして、県道として一応工事やってくれる場合には国が七割を持ちました。もう一つ、もう一つ、もう一つ、特別に議会の同意を経なければ絶対にできないというふうな——その市町村が、あるいは都道府県なり管理者が不利をこうむることを議会に相談しなかつたといふものにはならないと思ひます。しかしながら、議論は、固有の本来の事務であるべきものを国に上げるわけですから、その固有事務の執行について国にゆだねることについて同意を事前に得べきではないか、このことは私もよくわかりました。で、実際上は建設大臣のお答えになりました。よななことになると思ひますが、法律に書いていないという点については、そこまで書く必要はないといふことで書かなかつたといふことであります。

○占部秀男君 時間がないからしうがない、区切りませうけれどもね。法律に書く必要がないから書かなかつたのだということになると、すべての法律がそうかといふと、そうならない。やはり議会の同意を得るとか、議会の議決を経て出すという法律は幾らでもある。これはもう、時間があれば私はこれで引つ込まないのだけれども、時間がもう九分も出ちゃつていゝから、しうがない。このまま切ります。切りませうけれども、あなたは、そういうようなことは、もう少し考へてやつてもらいたい。

○委員長(長谷川仁君) 松井誠君。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起して。

○松井誠君 私は、前回、それこそ希代の悪法だといわれる、いわゆる公用地法案、これをもちつたら憲法の二十九條と三十一條との関連で追及をしたわけですが。そのときに、三十一條の關係で、法制局やあるいは防衛施設庁長官のいままでの衆参を通過しての答弁が非常にあいまいでございまして、文書にするといふことをお願いをしました。それが、きょう皆さんに配られましたので、そのことを中心にして、あらためてお尋ねをいたしたいと思ひます。

その前に一言申し上げたいのでございますが、私がつばら法律の側面からものを申し上げますのは、この法律の政治的な不当性といふものの裏づけを——政治的な不当性といふものを法律的な違

法という裏づけで立証をしよう、そういうことではあります。ですから、何か、あれこれ法律の手直しをして、一応形の上で適合性を得ればそれでいいんだというような条件では、もとよりない。いまのこの法制をいんな意味で踏み破ってありますから、おそろく、どう手直しをしても、法律的に統一的理解ができるような——いまの法制のワタの中で理解ができるようなことにはならぬと思ひますけれども、かりになつたにしても、それは政治的な不当性というものを少しも軽減するものではない。そういう意味では私はお尋ねしておるということ、あらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

そこで、最初に、憲法三十一條との関係でお尋ねをいたします。衆議院で中谷君の質問主意書に対する答弁があり、それに基づいた衆議院の委員会で議論があり、そしてそれを引き継いで、中谷君の第二次の質問に対する答弁が出て、それに、私の先般の要求を含めた三十一條との関係を補足した文書が出てまいりました。にもかくにも、ここで一応の土台ができました。議論をする土俵が一応確定をしましたので、そのことからお尋ねをいたしたいと思ひます。

この前、私は、いままでも法制局でいろいろ言つたことについて、いままでも言つたこととの関係について、もう聞かないということをお願いしました。しかし、出てきた答弁書を見ますと、いふと、やっぱりそれは一言聞いておかなきゃならぬことがある。非常に法律的な議論になつて申しわけありませんけれども、それは、いわゆる停止条件付処分という問題であります。

御承知のように、最初、島田長官も、この告示というのは停止条件付きの処分だという趣旨の発言があつて、その後いろいろと経緯があつて、これはやはり準法律行為の行政行為であつて、停止条件付き処分ではないというふうなニュアンスにとれる発言があつた。そして総理は、まあ、御記憶かどうか知りませんが、そのように、再答弁の際には、前向きに検討しますという趣旨

の答弁が總理自身の口から出ておる。ところが、出てきました再度の答弁書には——中谷君は、停止条件付処分という第一次の答弁書に書いてあることは明らかに間違ひだから削除すべきではないか、こういうのが第二次の質問主意書であります。ところが、依然としてその点には触れないで、今度の答弁書が出ておる。それは、私に對する、この委員会に配られた資料と前半は同じでありますから、それを見ていただければわかりますけれども、この告示というものが停止条件付処分であるかないかということについては、依然として触れておらない。そこからはまずお伺いをしたいんですが、中谷君がそのことに焦点をぼけて、そのことについて削除すべきではないかということ、を言つておる、そのことについて何も答えていない、これは一体どういふことなんでしょうか。

○政府委員(高辻正巳君) この中谷さんに対する答弁書も、それからこの閣議注文がありましたのにおこたえてお配りしたのも、実は、法律案の構成における実体を書いたつもりでございまして、これを停止条件とか、あるいは今度もわざわざ抜かしただけであります。準法律行為の行政行為であるとか、何にあたるかというよりも、その実体を申し上げたほうがいいだろうというわけで、今度の答弁も、中谷さんに対する今度差し上げた文書も、中谷さんに対する答弁も、その点は触れておりません。あえて御質問があれば、その点にお答えしなければならぬんですが、準法律行為の行政行為と申しましたのは、例の告示の法律的性格として、学理上一般処分の性質のものとか、あるいは行政立法の性質のものとか、あるいは準法律の行政行為とか、そういうふうな一般的な分類がございまして、その告示というものを、本件の告示をそれにあてはめて言へば、それは準法律行為の行政行為であらうということを示しました。それから行政庁の処分ということをよく言つておるのでありますが、これはあるいは処分ということを言つたこともございしますが、これは訴訟法の救済手続との関係で論ずる場合にしば

しばそういうことを用ひまして、行政庁の処分として、それは訴訟救済の対象になるであらう、また、そう考へるべきであらうということを示し上げましたが、答弁あるいはお話をしている過程で、それらが一緒になりまして、御疑問をさらに誘発したのかもしれないが、本意は、いま申し上げたとおりであります。

○松井誠君 依然としてわかりません。それじゃ、具体的に言ひますけれども、この告示というのは準法律行為の行政行為、それは条件付行政行為ですか。

○政府委員(高辻正巳君) 告示というものを、先ほど申したように、抽出して、その法律との関係で申せば、準法律行為の行政行為であるということとあります。

○松井誠君 条件付きかどうか。

○政府委員(高辻正巳君) 条件付きということとは、そういう意味では考えられませんが、

○松井誠君 条件付き法律行為ではない、しかし条件付き、停止条件付き処分である、このこと自体は全く論理的に矛盾をしてゐるわけです。それで、それじゃ、こういう聞き方をしましうか。これは停止条件といふべきけれども、一体、条件なのか、期限なのか。衆議院の段階で、期限であるかのような御答弁もなさつておりますね。これを、まずお聞きをいたしましう。

○政府委員(高辻正巳君) それは、お答えするには、ちよつと時間がかかるわけですが、この告示に表示された土地等についてこの法律案で使用权が生ずるのは、沖繩の施政権の返還の時点であるわけです。そういう意味で、それはまさに時点でございますが、しかし、ある土地等がこの告示に表示されていまして、そのことからは当然に沖繩復帰の時点にその土地等に使用权が生ずるわけではない。その際に、暫定使用法所定の要件が、つまり、現に供され、引き続き供する必要があるという要件が充足されていなければならぬわけでありまして、これは言うまでもありませんが、その意味で、使用权の対象たるべき土地

あるいは使用の方法をあらかじめ確定することの告示が、沖繩の復帰の際に、暫定使用法の規定と一体となつて使用权設定の効果が生ずる、やっぱり一定の要件の充足ということが必要である、この条件というのは法律的にどうかということがあるかもしれないが、要するに、そういうものが、もしその要件が充足されていなければ、この返還の時点において、それは条件といつても差しつかえないのではないかと気がいたします。しかし、そう言つて、告示に条件があるかという御質問がまた出ると思ひますが、それは違ひのであつて、いまのは法律の実体との関係において御説明申し上げてゐるということを御理解いただきたいと思ひます。

○松井誠君 法律の実体、実体と言ひますけれども、法律の実体は、告示があつて、そしてその告示に基づいてどういふ法律上の効果が生ずるか、法律の実体ということばがあんまり法律的じゃありませんけれども、まさにそれと一緒に生ずるものでありまう。私が言つてゐるのは、条件か、期限かと言つてゐるのは、つまり、条件というのは、将来そういう時期が来るかどうかはつきりしない、期限というのは間違ひなくやつてくる、そういう違いがあるわけですね。条件なのか期限なのかという衆議院での質問のときに、期限があるかのような答弁がされておるわけです。この場合に停止条件付きということの問題になつておるのは、施政権返還というものをきつかけにしている。施政権返還というのは必ずやつてこなければならぬ期限なのか、施政権返還というものは、やつてくるかこないかわからない、そういう不安定な条件なのか、それが一つの問題でしょう。そのときに、期限であるかというのはいふ方をしてゐるものだから、施政権返還というのはいふ方をしてゐるものだから——批准されたまへば別ですよ。批准されてしまへば二カ月以内に効力を生ずるのだから、これは期限になる。しかし、批准されるかどうかという問題は、依然として不安定な要素になつておる。したがつ

て、法律的には依然としてこれは条件ということにならざるを得ない。であるのに、期限と言っているものだから、ますます話がこんがらかるのでありますが、これはまあ、わき道ですから、もうやめます。ただ、問題は、この条件付きというのが施政権の返還をきっかけにして——それを条件と言いか期限と言いかは別として、そういうものをきっかけにして使用権が生ずるのだという意味で条件付きと言っておつて、そして、準法律行為の行政行為というのは条件はつけられないのだ、そのことがはつきりしたものですから、今度は停止条件付きという問題を撤回せざるを得なくなつた。しかし、撤回するということはたいへんなものですから、いまだに何かこれに固執をされておる。考えてみると、一体、これが条件付きかということ自体、つまり、行政行為の付款であるかどうかということ自体が実は問題。つまり、これは法定条件であつて、条件ではないのじゃないか、初めから。したがつて、かりにこれが準法律行為の行政行為であつたにしても、これはまさに条件付きじゃないのだから付款はつけられないという、その行政法の教科書に書いてあるそのこととはちつとも矛盾をしない。ですから、何も、法制局は、この停止条件付き云々ということを訂正する必要は初めからなかったのじゃないか。どうですか。

○政府委員(高辻正巳君) おつしやる意味はわかつてはいるつもりでございますが、要するに、この条件付きとか停止条件付きとか、そういうような言いかたを言ひ方を抜きにしまして、実際に法律の構成上どうなつていくかということを実は申し上げたいわけでありまして、それで、それを期限と言ふことについて、あるいは条件と言ふことについては、それぞれ私どもの、何といひますか、求められれば、説明が要るわけでありまして、また、申し上げられると思ひますが、たとえば、この告示というものを取り出して、準法律行為の行政行為である、これは私は間違ひないと思ひます、告示を中心にしてものを考えれば、それに条

件がつけられるかといへば、そうではないと言わざるを得ない。これは学理上当然の結果として、そうだと思います。しかし、またたとえば、さつき申し上げたように、法律上の要件、これが必ず復歸の際に実現するとは限らない、これはわれわれ法律家の悪いくせかも知れませんが、この告示があつた土地等の使用を沖縄復歸の日までに米軍がやめたというようなこと、これは全く仮定の議論にしかすぎませんが、そういう議論をすれば、あるいはそれは条件になるかも知れません。そういう意味で、あちこち乏しい頭を向けながら、いろいろな角度からの御質問に答えて、法律用語を考えながらやるとなると、その場面に応じた御答弁が出るわけでありまして、要するに、言いたいことは、中谷さんに対する答弁あるいは今回お配りをしましたその実態、それがわれわれの言いたことである。

○松井誠君 どうも、乏しい頭じゃなくて、頭があり過ぎて、つまり、政治的にものを考え過ぎるものだから、こういう非常に混乱したことが生ずるのじゃないか。普通常識的に考えれば、これは、告示というものは施政権の返還までは効力を生じない。だから停止条件付きだろうと一応は考えられるわけだ。しかし、それではその告示に対して行政訴訟が起せるかどうかからぬのじゃないか、そうなりますと、憲法三十二条の裁判を受ける権利を奪うということになるのじゃないか、それではたいへんだ、だからひとつ、停止条件付きとは言つたけれども、しかし、告示は公布と同時に効力を生ずるという形にしなければならぬまい、そういう形でまた変わつてくる。そういう政治的な効果というものを先に頭に置いて理屈を考えますから、こういうことになるのだと思ひます。

明らかにして表示する行為である。これが、言つてみれば、その法律効果ですね。ところが、この法律上の効果として考えれば、土地の区域等を明らかにする、そのこと以外にはないのではありませんか。あなたがよく言われる使用権の設定という、つまり、「告示のよつて立つ基礎」、この文書のことばを使えば「よつて立つ基礎」、それに基づいて使用権が設定される。法律上の効果というものは、これは告示そのものの法律上の効果ではないわけだ。告示そのものの法律上の効果というものは、かりにあるとすれば、地域等を具体的に明らかにして表示をする、そういうのが法律上の効果と言へるかどうかは、また別です。

また、お尋ねをしますが、告示だけのことを私は聞いています。しかも、その告示が施行された——公布をされたそのときの法律上の効果を聞いている。そうすると、せいぜいあるとしても、土地の地域等を具体的に明らかにして表示をする、将来使用権が設定されるべき土地の区域、そういうものををはつきりさせるという法律上の効果しかないのじゃないか。それであるのに、さらにそのあとにこの使用権設定という法律上の効果というものをくつつけるものですから、ますます議論がこんがらかる。私の聞いている告示の法律的性格というものは——法律上の効果というものは何かといへば、ここに書いてある「表示する行為である。」「ここで切つてしまえばいいんじゃないか。

けにはいかぬものですから、そういうことを申し上げていくわけだ。

○松井誠君 要件事実ではあつても、少なくとも使用権が設定されるまでは、単にこの区域を確定するという法律上の効果しかないわけだ。この法律上の効果が、しかし、そういう意味でさえも、生ずるのかどうか、私はききわめて疑問だと思ひます。つまり、沖縄の土地というのは、日本の政府の管轄権にはない。その土地の処分権というのは、いかなる意味でも全然ない。そういう処分権のないところの土地について確定をするということ自体、そのことが一体日本の国家行為としてできるのかという疑問がある。使用権の設定は、もちろんできませんね。使用権の設定ができないだけではない、将来施政権が返つてきたときに、この土地の使用権を設定するのだという、そのことを確定するというのが行為自体、これは広い意味で、やはり処分権の一種だと思ひます。そういうものを日本政府は現在持つていないわけだ。だとすれば、区域を特定をするというそのこと自体——地図の上ではできるでしょう。頭の中ではできるでしょう。しかし、法律上の効果を持ち得るような区域の特定、それを、自分が全然管轄権のない土地について、現在日本の政府ができるか、そういう問題があるんじゃないか。

○政府委員(高辻正巳君) 言うまでもないことですが、現在は法律案を審議していただいている段階でございますから、いまにおいてそういう効果が發生するなんということが言えないことは、むしろそうでありまして、この法律案が、もしもやがて国会で成立をされますと、法律として厳として成立するわけでありまして、そうしてまた、施行の時期については、告示とはかの規定の施行の時期は違つておられますが、しかし、法律を根拠とした告示というものがなされ、その告示が、さつき言つたような意味があるというところをお認めいただければ別であります、それをお認めいただけるならば、この告示があつたというのは、

さつき申し上げましたように、この告示があったことによつて新しい暫定使用法の法律効果を発生するための法律要件たる要件事実が実現したというだけでは言えないと思ひます。それをまた、ほかの文書で述べておられますが、いままでのことばにあわせて言えば、要件事実というものがそこできたとすることが言えるであらうと思ひます。

○松井誠君 私は、現在、そういう効果を持ち得るかというのをあくまでも聞いておるわけですが、あなたは、施政権返還というものが頭にあって、あなたから、それは、まるで条件でなくて期限であるかのような、何月何日という日時と同じように、必ずやってくる、そういう議論であるかのような頭がありますから、そういう議論になるのかもしれないけれども、しかし、施政権の返還というものは不確定なものである。来るか来ないかわからない。その来るか来ないかわからない前の告示、したがって、特定をするという、そういうことが将来できるかどうかさえも実はわからない、日本の政府としては施政権が返つてこなければ、だから、そういう段階で告示が具体的な何か法律上の効果を持ち得るはずがないじゃないかというのが私の考えなんです。

なぜそういうことを言うかといへば、もう言うまでもありませんけれども、事前に告示をしようにという、このことが、いままでの日本の行政行為の、いわば理屈から言えば、きわめて異例で、この告示という行政行為だけが先に施行されるという、このこと自体もきわめて異例で、そして、この異例なことをやらなきゃならなかったという、その背後の政治的不当性というものを私は言いたいのですよ。私は、そういう意味では、この告示というのは、少なくとも現在は事実上の効果しか何にもない。将来使用権を設定しますよという、そういう事実上の効果しか何にもないと思ひます。

したがって、それが沖縄にどういう効力を及ぼすかというようなのは、私としては、もう議論する必要はないと思ひますけれども、し

かし、お尋ねをしたことでありますから……。このいただいた文書で、その適正手続、憲法三十一條の適正手続との関係で、一体これは「事前の告知」というものに値するかどうかという、そういう観点から書かれたのは、この文書の四という項目です。この四という項目のところに、四のまんな中以下、終わりに近いんですけれども、なぜその告示をせざるを得なかったかという理由について、最初のほうにはいろいろ書いてあって、そして、終わりのほうに、もう一度書いてあるのですが、むしろお尋ねをしたほうが早いかもしれないんですが、この告示という方式をとらざるを得なかった理由というのは、ここには二カ所にわたって書いてあって、私をして言わしめれば矛盾だと思ひますが、この告示という方法をとらざるを得なくなった理由が書いてあります。そして、現在の場合では、適正手続との関係では、これであらう、が、まんなをしてくれという言い分を書いています。これは、時間がありませんから簡単に願います。どういふことですか。

○政府委員(高辻正巳君) すべて法律案についてはそうでありまして、原案を各省庁でつくってまいりまして、私のほうで審査をするわけですね。審査をするときには、あなたがいまおっしゃったようなことを、すべて申しつけたわけではありませんが、たとえば、告示等を中心にしたいろいろな議論がなされております。その実態に依つて、これは告示でやむを得ないのではないかとという結論になるわけですね。その実態については、施設庁のほうからお聞き取りをお願いしたいと思います。

○松井誠君 それでは、もう少しお尋ねをしますと、四の最初のほうには、「復帰前の施政権外における調査に必要である」と、したがって、個人通知ができなくて、告示の方法によらざるを得なかったと書いてある。つまり、これは時間がたつてきたかということが理由であるかのように書いてある。つまり、事実上の事情といひますか、そういうものが原因であるかのように書いてある。

ところが、終わりのほうでは、「施政権返還前に行ない得る手続面からの制約」ということが書いてあるわけですね。これも同じ趣旨だとすれば、それでいいのです。そうではなくて、少なくとも、いままでの答弁からは、その通知をやることは事実行為としてできるでしょう。しかし、その通知が、日本の憲法上の適正手続という、そういう要件を満たした得るような効力、そういうものを持ち得るためには、沖縄という土地に対する通知ではだめなんだという、いわば制約がある告示をやった。施政権返還という法律的な壁があるために告示をやらざるを得なかったというように、いままで政府は確かに答弁をしておりましたし、私もそのように理解をしてきた。しかし、これを見るときには、そうではなくて、何か、たくさんさんの時間がかかって、やりづらいい、だから、この告示にせざるを得なかったという趣旨に書いてある。そうであるかどうか。

○政府委員(高辻正巳君) ここに書いたとおりに御理解をお願いしたいと思います。

○松井誠君 つまり、「多大の時間が必要である」、時間がたくさんありさえすれば個別通知はできた、そして個別通知というのは、日本の憲法の要求をしている事前の告知という、そういう法律上の効果を持ち得た、こういう意味ですか。

○政府委員(高辻正巳君) これは、読んでみればいいことかと思ひますが、ここにありますが、いかに土地の権利関係の把握に、まあとにかく、いまのような状態だから正確を期するには時間が必要であるということ、この告示の方式によらざるを得ないというふうに書いてありますし、また、そのとおりに御理解をお願いしたいと思います、施設庁長官からお聞き取りをお願いいたします。

○松井誠君 実態というよりも、法律的な観点から答弁がもし違ひ意味でありましたら、施設庁長官、お願いいたします。簡単にたのみますよ。

○政府委員(島田豊君) 別に違ひございません。○松井誠君 そうすると、もし地主の数が少なければ、日本政府は施政権返還前に通知をして、そうしてその通知は憲法上の要請にこたえるような通知になる、そういう解釈ですか。

○政府委員(島田豊君) あらかじめ通知をいたしますについて「多大の時間が必要である」という、この実態面でごいひますが、まあ個々の権利関係者を個別的に把握することは、一つは居所不明者、海外居住者等が相当いるということ、それから売買、分筆、相続等により個人の権利関係の変動につきまして、これを把握することが非常に時間がかかる、それから所有権以外の権利者についてその実態を把握することが非常に時間がかかる、こういう趣旨でございひます。

○松井誠君 で、いままでの考え方、通知というものは、法律上の効力というものを、本土上の法的効果を伴う通知というものはなり得ないんだという、そういう立場からの議論とは変わってきたのです。しかし、これはもう時間がありませんから、きょうはやめますけれども、とにかく、この告示というのは、普通行政行為というのは、法律があつて法律に基づいて行政行為がある。したがって、行政行為だけが先にあって、肝心の法律はうしろにあるというのとはきわめて異例ですね。それも調べてみましたけれども、行政行為が先に施行されて、その根拠となる法律のほうの施行があとになる、それは全然例がないわけではないようです。しかし、そういう場合には、こういう権利を奪うというより形のもの、一つもないのです。権利を奪うというより形のものには、やはり法律がまずあつて、それに基づいて行政行為というのがあるのが当然なんです。ところが、法律というものの施行はあとで、そして権利を奪うという、そういう、いわば前提になる、行政行為だけが先に施行される、行政行為というものは、元来、法律に基づいて行なわれる、法律のワクの中で行なわれる、その法律が施行をされていなくときに行政行為だけが施行をされる、こういうばかな仕組

みになるというの、いまの法制というものを破つても何でもやろという、この基地引き継

ぎという政治目的に一切が従属をされておる、そこから来るわけです。

そこで、時間がなくなりましたから、憲法二十九条との関係で、同じような観点から一つお尋ねをしたいと思います。

憲法二十九条の三項は、「適正且つ合理的」ということはありませんけれども、土地の公用取用の場合に、「適正且つ合理的」でなければならぬという、そういう理屈、これはもう政府が認めておるとおりですね。ところが、この施政権返還前のアメリカ軍の土地の接収のしかたが決して「適正且つ合理的」ではなかったという、そのこと自体は、これはもう衆目の見るところだと思っております。それを、しかし、日本政府が引き継いできたときに、この日本本土の法律によって「適正且つ合理的」というワクの中に一体どうしてはまるのかというのを、この間もお尋ねをした。時間がなかったからやめましたけれども、そのことについては、アメリカ軍の基地が日本のこの施政権下に戻ってくる場合に、日本の法律における「適正且つ合理的」という、そういう一つ一つをチェックをするんですか。チェックをしないので、いままであったから全部それは「適正且つ合理的」と認めましょうと、こう言うのですか。

○政府委員(高辻正巳君) お答え申し上げます。いまお話の前段にありましたように、暫定使用法の二条一項、これが使用権設定の実体的要件を規定しているものと私も見ておりますが、要するに、その各号で、基地、水道あるいは施設用地、道路敷地、これはもう大事なものですから、要らないわけにはいきません。そういうものを区分して、沖縄復帰の際に、沖縄においてこれらの公用あるいは公共の用に供されていた土地等が、復帰後引き継ぎ、従前と同一あるいは同趣旨——これはまた御質問が中谷さんからございましたが、そういうような公用、公共に供せられるものであることを使用権が設定される土地等の要件として定めている点をとらえて、まあ「類型として」というふうに言うておることは、前段御指

摘のとおりであります。この法律自体において「適正且つ合理的」であることの要件を典型的に判断しているというところが言えるわけでありまして、さて実際のときに、実際の場合には、さらにそれだけでそれじゃ供されるのかといえ、これは、それぞれの法律の規定に従って、たとえば施設区域であれば合同委員会にかけるといふような、それぞれの法律に従った、必要があれば、そういう手続がそこに介在してくるということが言えます。

○松井誠君 最後のところを一言言っていただけばよかったんですよ。つまり、アメリカ軍の施政権下にあるときには「適正且つ合理的」という基準はおそらくなかったと思うんです。かりにあったところで、それは日本における法律の概念とは違いかもしれません。したがって、日本の施政権下に返ってくるときには、日本の法律における「適正且つ合理的」という、そういうスクリーンは必ず通らなきゃならぬ。もしその前提をお認めになるとすれば、そういうものは、すでに行なわれたんですか。一つ一つの基地について、これは「適正且つ合理的」だという日米合同委員会のスクリーンを通してきたんですか。これは、具体的に聞きましょうか。つまり、返還協定にリストがありまして、あのリストというものを、この段階では、全部それは「適正且つ合理的」だという、そういうスクリーンを通してきたんですか。

○政府委員(高辻正巳君) 私が先ほどのお尋ねに對して、そういう提供なら提供の手続として合同委員会の議を経るということがありますと、その中身については、ちょっと私には直ちにわかりませんので、あるいは施設庁長官からお聞き取りを願います。

○政府委員(島田豊君) 返還協定の了解覚書のA表のところに、両国間で別段の定めをしない限り、「第二条の規定により、現在の境界線内では又は備考欄に記載するところに従い、合衆国軍隊が沖縄の復帰の日から使用する施設及び区域として合同委員会において合意する用意のある設備及び用

地である。」、こういうことでございまして、一つ一つについて「適正且つ合理的」ということを吟味をしたということではございませんで、こういう用意のある設備及び用地というものにつきまして、これを法律の第二条の要件に合致させまして、その要件に適合しているというものについて、一応これは土地を新しく使用するというものでございまして、従来使用されておった土地について、その引き継ぎの暫定的な使用でございまして、そこにはやはり「適正且つ合理的」という考え方がそこに働いておる、こういう考え方でございまして。

○松井誠君 法制局長官の答弁と違ふじやありませんか。つまり、従来使っておるものは「適正且つ合理的」だという考え方が働いておるというのだけれども、働いておるかどうか、あなたには実態を調べてみましたか。先ほど喜屋武さんが泡瀬のゴルフ場のことを言ったでしよう。あれが一体「適正且つ合理的」ですか。冗談じゃないですよ。つまり、そういうものをほんとうに日本の本土法によって「適正且つ合理的」と言ひ得るためには、日米合同委員会が協議をして、一つ一つチェックをして、そしてこれは「適正且つ合理的」だと認めるという手続を経たというのなら、それでいいです。そうなんですか。

○政府委員(島田豊君) 一つ一つの施設につきましてその判断をするのは、これからの問題でございまして、復帰前に行ないます日米合同委員会では検討するわけではございません。そこで、従来米軍が使用しておりました土地につきましては、そこにやはり「適正且つ合理的」だという、まあそのものずばり、要するに、特措法の三条にありますようなものの考え方そのものずばりが、これに当てはまるわけではございませんけれども、「適正且つ合理的」というような一つの法理といえますか。これは米側が従来使用しておった土地については認められると、こういう考え方で今後手続を進めるわけではございません。

○松井誠君 それは、まあ法律的に考えれば、一体それは一応「適正且つ合理的」と推定するということ意味なのか、これは必ず「適正且つ合理的」だと解釈しなければならぬという意味なのか、わかりません。

時間がなければ、はしりますけれども、「適正且つ合理的」というのは、そうすると、この覚書のAリストをつくるときにはそういうチェックはなかった、したがって「適正且つ合理的」であるかどうかは、いつチェックをするのか知りませんけれども、チェックをして、したがってAリストは変わるという可能性はあり得る、こういうことですか。

○政府委員(島田豊君) Aリストを復帰前に変更するという考え方は、いまのところございませぬ。したがって、少なくとも提供するということについての用意があるということと両国間に合意を見たものにつきましては、「適正且つ合理的」という精神がもうすでに働いておると、こういうふうに考えております。

○松井誠君 そんな精神が働いておるわけ、ないじゃないですか。とにかく、包括的に全部引き継いで、それから「適正且つ合理的」かは、そのあとでひとつ判断をしましょう、そういうことにならなわけだ。そうすると、少なくとも「適正且つ合理的」かどうかという判断は施政権返還の当時にはないということですよ。つまり、不適正なものも米軍基地として使用されるということですよ。その米軍のためのあの使用の特別措置法というものに違反したものも、この法律ができれば、あるいはこの協定が通れば、そのまま無条件に全部「適正且つ合理的」という推定で来るけれども、しかし、実際は日本の法律に違反した土地というものがございまして、そういうものを、あなたの答弁自身が認めておるということにはなりません。

○政府委員(島田豊君) 特別措置法の第三条に規定しております「適正且つ合理的」、これは、今後具体的にこの法律を適用いたします場合におきまし

て、その判断がなされるということでございます。今の場合には、従来米側が使用しておりました土地につきまして、それを引き続き使用するものについての暫定的な使用法案でございます。特別措置法三条に「適正且つ合理的」というものがその場合に当てはまると、このように考え方はございまして、一応今回の法案は、従来米軍が使用しておいたものを引き続き使用すると、このように考え方をございまして。

○松井誠君 どうか、その理由を、合理的な理由を、はつきりさせない。つまり、いままで使っておった、そしてそれは暫定期間がある、目的は同じである、引き続きである、そういう条件があれば、これは「適正且つ合理的」だと解さざるを得ないんですか。なんとかいう文句がありましたね、そういうことを法律的にきちんと説明して

ください。説明できるわけ、ないじゃないですか。○政府委員(高辻正巳君) いまの御質問の点、おそれ入りますが、要点をもう一回お願いいたします。ちょっと話をしておいて……

○松井誠君 「適正且つ合理的」という原則は認めるわけですね、本土における土地の公用取用の場合に、しかし、アメリカ軍の基地をそのまま引き継ぐという、全然そのチェックをするチャンスがなしに引き継ぐとすれば、それは日本の法律でいう「適正且つ合理的」だという保証は何にもないじゃないですか。どこかで一体チェックをするのかしないのか。しないでも「適正且つ合理的」だと、日本の法制における「適正且つ合理的」だと言いつけるのかということ。

○政府委員(高辻正巳君) この法律案は、まず第一に、新たに使用を始めるというのではなくて、これはまあ、くどくどと言うことはありますが、ああいう法定の関係にあるものについて使用権を設定しようとするものであるということ、適正かつ合理性との関係について申せば、個々の使用がこの二条に定める要件に該当する限りは、類型としては、これは適正かつ合理性の要件を満たしているものだということ、さっき「類型として」というところでお話を申し上げました。

で、「類型として」というのは、一般的に、パターンとして、そうして、この例は実は初めての例ではなくて、地位協定の実施に伴う土地等の使用に関する法律がございまして、あの法律でも、新たにこの使用権を設定しようという場合については、適正、合理性ということを一様に要件としておりますが、従前の用地を使用するについては、その要件は特段に規定をされておらないということから見ても、一般的にその関係に立つものは適正かつ合理性があるものというふうに認められるであろうというところは先ほども申しましたし、施設庁長官もそれを述べているわけですね。

で、先ほど手続としてほかにあるかということでございますが、それは、合同委員会の合意も

あるし、それから水道なんかについては、水道法等による行政行為がそこに介入をするというような手続があるという意味で、事後の手続もないわけではないということも申しただけであります。

○松井誠君 なお、きりがありませんから、総理に、これは別に法律的にむずかしい判断の要る問題でも何でもないので、つまり、日本で土地を取り上げるときには「適正且つ合理的」という基準が要る。これはアメリカ軍に使用させる場合も同じです。ちゃんとそれは法律に書いてある。しかし、沖縄の返還前の基地というのは「適正且つ合理的」であつたという保障はちつともない。ないにもかかわらず、それを全部もろに引き継ぐわけでしょう。当然、日本の法律のワケをはみ出したような基地があるはず。それなのに全部一まとめにして、類型なんてむずかしいことをば使っているけれども、全部一まとめにして、これは「適正且つ合理的」だと、そういうふうに推定するということがわかりませんけれども、そういう理屈が可能ですか。もし不当に取り上げられ、それがかりにアメリカが何年使っておつたって、何十年使っておつたって、その不当性が直されるというものでしょう。どういう法律の理屈を言うのかしりませんけれども、そういうことが当然であるかのような、沖縄の人たちの神経をさかす理屈ですね、そういうものを聞いていて、おかしいと思いませんか、総理。

○政府委員(高辻正巳君) 私のは全然法律論にならぬと思ひますが、私は、ただいま米軍が使っている基地、それをとにかくそのまま認めざるを得ない、そして今度日本に返ってきたら、今度は当然、適法、適正な処置をとる、こういうことで直してからならなければいかぬ。だから、在来のものでそれを存置する、こういうことだと、これは問題があります。私は、その際に適正なものに変え得る、かように思っております。

○松井誠君 法律論でないという前提でしたから、私も言いませんけれども、少なくとも、施設

権返還直後には「適正且つ合理的」でないものがたくさんあるわけですね。そのことをやっぱ率直にお認めになるべきだと思ひます。

それから、もう時間ありませんから、もう一点、一つ大事なことをお聞きをしたいんですが、私は、この自衛隊に提供する基地とアメリカ軍のいままでの基地を引き継ぐのと、ここでは同種と書いてありますけれども、全く同種ではないということをお前申し上げました。そして、そのときに、このアメリカ軍の基地は、とにかくにも安保条約という法律上の、国際上の義務としての提供だという面がある。しかし、自衛隊の場合には全然ないじゃないかという話をしたんです。そこで、ちょっとお尋ねをしたいんですが、この返還協定です。これは外務大臣になりますか、条約局長になりますか、返還協定のこの覚書のBリストですね、このBリストには、日本にいずれは返還をされるというリストが載つておる。そのリストのところに、つまり備考欄の記載に従って返還をされるかといふ、自衛隊に「引継ぎの際」と書いてあるかといふ、自衛隊に「引継ぎの際」と書いてある。つまり、自衛隊の引き継ぎといふ、そういうものを含めて、いわば、そういう条件で返還をされるというように、これは読まざるを得ないと思ひます。わざわざ「備考欄に記載するところから従つて」と書いてあるんだから、備考欄というのは、元来、あつてもなくてもいいものでしょう。その備考欄といふものに、自衛隊の「引継ぎの際」とちゃんと書いてある。そして、わざわざ前文で「備考欄に記載するところから従つて」返還をされると書いてある。つまり、自衛隊の引き継ぎと返還とはどういふ関係になつてゐるんですか。

○政府委員(古野文六君) このリストのABCというの、いずれにせよ、返還の際に……

○松井誠君 施設権返還の際……

○政府委員(古野文六君) 施設権返還の際に、日本側とアメリカ側とが次のような表に従つて基地の提供なり返還を行ないますと、こういうことで

ございますから、そのときになって日米双方同意すると、こういうこととございます。

で、B表につきましては、もちろん、いまこの段階において言い得ることは、自衛隊に引き継ぐというたてまえでB表の提供をする、すなわちA表の提供をする、これはA表とB表とは同じものでございまして、A表の提供をする、こういうことになっていくわけですね。

○松井誠君 ですから、その返還と自衛隊の引き継ぎとは論理的にどういう関係になるのかというんです。全然関係がないのかというんです。つまり、返してももらった土地を自衛隊が使うと使わないと、それは日本政府の持つたという意味なのかというんです。もしそうであるとするれば、備考欄の記載に従ってなどということを一休なぞ書いたのかというんです。

○政府委員(吉野文六君) これは、A表の中から、自衛隊の配備につきましても、自衛隊のために必要とする基地というものを返還してほしいと、こういう形でわれわれも折衝したわけとございまして、先方も、自衛隊が引き継ぐというならば、そういう前提で返すと、こういうことになっておるわけとございます。

○松井誠君 少なくとも、経過は、もしこれを自衛隊が使うならばお返しをしましょう、逆に言えれば、自衛隊がこれを使ってくれないなら返しませんよという交渉経過があったということにならざるを得ない。とすれば、論理的に、自衛隊がそこへ行かなければ返還をしてくれない。返還とこの自衛隊の引き継ぎというのは、まさに交換条件といえますか、あるいは、返還をしてもらうためには自衛隊の進駐が義務になったといえますか、そういうことになるわけですか。

○政府委員(吉野文六君) 自衛隊は、沖縄が返ってくれば、われわれとしては配置して同地防衛に当たらないわけがぬわけとございます。そのために、やはりそれだけのスペースが必要であるわけですね。したがって、その意味で、自衛隊配置に関して、われわれとしてはやはり先方の基地の

返還をしてほしいと、こういう経緯がありました。B表の一部がきまったわけとございます。

○松井誠君 条約局長か、あるいは大臣か、どちらかが私の質問に答えてください。事実上の経過のことじゃないのです。でき上がったものを法律的にどう解釈するかという問題なんです。

○政府委員(井川克一君) ただいま、経過はアメリカ局長が申し上げたとおりとございます。したがって、そのような経過に基づきまして、運輸省なり自衛隊なりが行くので、よこせというものがB表に入ったとございまして、したがって、当然、そのようなことを前提としていることは事実とございまして、あのような表の性格からいたしまして、これが完全に法律的な条件であるというふうなことはないと思ひます。

○松井誠君 前提というものは、どういう意味ですか。総理は、よく前提、前提というふうに、法律について前提ということを使われる。同じ意味ですけれども、法律的に言えば、条約的に言えば、どういうことですか。

○政府委員(井川克一君) 先生御存じのとおり、あの表は完全な条約でもございせん。了解覚書と書いてあるわけとございます。いままでの実地の事務の人たちの討議点をまとめたものでございまして、したがって、そのような経緯を踏まえますれば、そのような話し合いに基づきまして、あいうB表というものができたということとございまして、それを私は前提と申し上げたわけとございまして、しかしながら、あの文書はあくまで了解覚書とございまして、法律的な、私たちのやっておりますいわゆる条約、協定と違ふものでございまして、そのような意味におきまして法的義務ではないと申し上げた次第とございます。

○松井誠君 この覚書の基礎になっている協定の三条、この三条と条約というものは、いわば一体のものでしょう。三条に基づいてこの覚書というものができてきた。したがって、覚書の法律的な効果を論ずるためには、やはり三条の問題に帰らざるを得ない。そういう関係にあるんじゃないで

すか。三条と覚書は全然別じゃないでしょう。

○政府委員(井川克一君) 先生のとおりだと思ひます。この了解覚書の一番前に「三条の規定に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で行なわれた討議の結果を示すものである。」という書いてある次第とございます。

○松井誠君 そうしますと、前提ではあるけれども、国際的な義務を負ったものではない、そういうことですね。

それじゃ、返還というものは、これによってアメリカから返ってくるという返還は、アメリカが日本に対して義務を負ったことには、なるんですか、ならないんですか。これはやっぱり、ならないんですか。

○政府委員(井川克一君) C表でございまして、C表でもB表でも……

○松井誠君 B表でもC表でも……

○政府委員(井川克一君) 私が先ほど申し上げましたのは、完全な意味の義務ではない、これはやはり、完全な法律行為といいたしましては、合同委員会における決定というものが必要とございまして、提供につきましても、解除につきましても、そのような意味におきまして、これは単なる了解覚書とございまして、そして、こういうような筋でやろうという意味で、それが前提になっておるわけとございまして、したがって、両者の合意によりまして、この自衛隊の九番を、たとえばどっかに移すとか、この運輸省を自衛隊にするとかということは当然可能でございまして、これが完全な意味で法的義務にはなっていないということと申し上げたわけとございます。

○松井誠君 そうしますと、三条と覚書とが一体だということはお認めになる。そして返還というものは、いまのところは義務ではないけれども、日米合同委員会を通れば当然義務になる、これはあたりまえのことですね。そのときに、この前提といふことを、もう一べん問題にせざるを得ないんですけれども、そのときには、この返還と、前提である自衛隊の引き継ぎというものは、ばらばらに日米合同委員会で審議ができるんです

か。日米合同委員会というものは、アメリカ軍の基地の問題だけを審議するのでしょう。自衛隊が行くかどうかは、日米合同委員会の議題、権限の中にあるんですか。

○政府委員(井川克一君) 申しわけありませんが、私、ちょっと理解できませんでした。B表も、いずれにしてもA表の一部とございまして、したがって、そのまま施設区域として合同委員会提供するものでございまして、そのとき、自衛隊云々というものは入りません。

○松井誠君 いま、どうか、その法律的な仕組みがわかりました。私は、この自衛隊の配備というものが、日本の政府がアメリカに負った覚書上の義務だろと思うんです。それがこの覚書のB表というもので出てきておる。そうすると、いわば、その具体化としての久保・カーチス協定というものはある。そういう意味では、久保・カーチス協定はそういう意味での行政協定、実体的には、そう思うんです。しかし、もしそうでないとするならばおさること、この自衛隊の進駐というものが日本政府の義務でないとしたら、先ほど言いましたけれども、安保条約上の義務を負ったおる米軍の引き継ぎとは質的に違ふ。安保条約上の義務を負ったおる、そういう米軍に提供しようとする、提供の義務があるでしよう。しかし、それと、提供の義務が何にもないという政府の説明のとおりであるとしたら、この自衛隊というものは、基地の引き継ぎという形では、全く異種のもので、それを一緒にしたにして、同種である。一つは義務であり、一つは何にも義務がない、それを同種のものとして引き継がせようとする、そういうロジックですね。それは初めからうそなんです。それはそれで、私ははっきりさせたい。それはもう、しかし御答弁は要りません。最後に一つ、総理に、お願いよりも、お尋ねをしたんです。これはいま申し上げたことと

う問題をいかに行政的に処理するかと、こういう意味だろうと、かように考えておりますので、そういう意味で大事に考えておりますが、ただいま申し上げるように、総理府がとにかくそういう問題の全責任を持つ。そして具体的な処理について

事件については、刑事補償法の適用がないが、それに対する救済はどうするのかということを、法務省に伺ったわけです。そうすると、これは私にとつては全く意外な御答弁だったんですが、これはもう一度確認したいと思いますが、これは法務

が服役しているわけです、アメリカ軍の裁判で。それに対する応急措置をですね、これは総務長官から答えていただいたことについては、いま申し上げているように、敬意を表しているわけですが、とつさに考えていただいたんですがね、これ

も、自分が何年か前に非常に不当なはずかしめを受けたというところで、補償されるということがわわかっておれば、名のりを上げる人はたくさんおるでしょうけれども、補償を受けたくても、自分が無実なのに警察で調べられた、裁判で苦しめられ

たというよりなことは、社会でいま社会人として生活している人は進んでは訴えていかないというのが、これは常識でわかるじゃないですか。米軍の裁判を受けて服役した人の数、それから服役した事件名、あるいは刑罰、そういうものは責任を持って長官がアメリカのほうから資料を手に入れられ、あるいは琉球政府のほうからでもけっこうです。責任を持ってその資料収集を政府のほうでやっていただけのわけですか。

○國務大臣(山中貞則君) そのようにももちろんいたします。この前に、私どもも一年数カ月をかけて、各省庁の分も全部責任を持つているつもりであります。しかし、こと民事刑事裁判等の問題については、あまりにも専門の分野でございますので、佐々木委員の質問を受けましたときに、私自身がそこに気がついていなかったことに、重大な責任を感じました。しかし、法務省の所管ではないというならば、やはり事前にこれは法務省の所管でない問題でこういうことがあるのだということを連絡しておいてもらえばよかったと思いますが、しかし、そういうことがなかったものでありますから、すべての責任は担当大臣たる私にあると考えます。したがって、ただいまのお訴は、もちろん法務当局あるいは現地の法務局の御加勢、あるいは法務関係者の御加勢をも得なければなりません、全責任をもってそれらの事態について調査をいたします。

○委員以外の議員(佐々木静子君) いま山中長官から御答弁をいただいたのですが、法務大臣として——これは裁判のことで非常に専門的なことなので——ということを長官も言っていられしやるのですが、法務省としては、これはあくまで関知しないで、全然もう責任を回避されるおつもりなんですか。やはり法務省としても、これは裁判に関することだから、ほうっておけないということで、それを担当なさるおつもりがあるのかどうか、それを伺いたいと思います。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 担当はいたしません
が、お互いにこれは協力をして、いろいろ検討し

ていかなければならぬ問題だと思っております。

○委員以外の議員（佐々木静子君）　この昭和三十年四月十一日より後のアメリカ民政府の裁判、あるいは琉球政府の裁判所に対して、これは憲法に定められた日本国憲法の人権保障の適用を受けていない。米軍の軍事的な権益の保護を目的とした布令、布告によって支配された法支配のものと裁判であるから不当であるということに対して、これは再審によって十分に救済されるというふうに法務大臣は御答弁になりましたが、再審理由というのは先日もし上げたように、きわめて範囲が狭いわけです。その理由に特例をお設けになるおつもりがあるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○国務大臣（前尾繁三郎君）別に特例を設ける考
えはありませんが、現在の再審の規定によりまし
ても、さきいろいろな例をあげておられますよう
に、通訳をつけたことが、いろいろの問題か
ら考えますと、ほとんど再審の適用があると、ま
た再審がかなりあると私は予想しておるわけであ
ります。實際問題として私は十分これで間に合
うと、かように考えております。

○委員以外の議員(佐々木静子君) これは、再審について判断するのは裁判所であつて、立法や行政と全く關係のない全然別個の裁判官の個々の判断によるわけでございますが、これは法務大臣が、再審の理由があるとおっしゃつても、裁判官がなないわけだと判断されればこれは取りつく島がないわけですが、いまこの再審理由に該当すると思うと法務大臣はおっしゃいましたが、この刑事訴訟法四百三十五条と四百三十六条に再審理由が規定されておりますが、そのうちの何条あるいは何項にこれらは該当するとお考えになるのですか。

○政府委員（辻辰三郎君） お答えします。

大部分の事例は刑事訴訟法四百三十五條の六第六に該当して審理が行なわれる場合が多いのであらうと思つてございます。その理由でございますが、先般兼法務大臣が答弁されておりますように、民政府裁判所の訴訟手続はアメリカの連邦の

訴訟形式によっておるわけでございます。制度ののとおり、アレーンメント制度とか特殊な制度もあるわけでございまして、そういう場合には日本の裁判の場合と違ひまして、記録がたいへん少ないような事例も多いわけでございます。そういういたしますと、再審の場合に証拠の新規性と明白性ということが要件になっておりますが、その新規性という点において該当する事例が相当出てくるのではなからうかと、かように法律の解釈としては考えておるわけでございます。

○委員以外の議員(佐々木静子君) そうすると
法務省とすると、これは再審申し立てできるの
は、檢察官ももちろんできるわけですが、この理
由でもってそれに該当するものは責任を持ってど
んどんと再審の申し立てをするということを確約
されるわけでございますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 積極的にやるつもり
であります。

○委員以外の議員（佐々木静子君）積極的にやるというお話を承つて、非常に喜ばしいと思うのでございしますが、これはぜひとも責任を持ってやつていただきたい。実は、私、この二十日の日の政府の御答弁の内容を沖繩の友人——沖繩で弁護士をしている人と電話で話をしたのです。そうすると、彼はもう泣き声をあげまして、そんなことと

じや沖繩の眞民にたいへんなことだ。それ
たいへんなことだということでは、つくり
たわけなんです。まあそういうふうに、実
際に司法を担当している人間は、この間の
政府の御答弁のままではほんとうに人権
を守ることが、ますますうほとんどでき
ないという状態なわけでございますから、
積極的にやるとおっしゃったそのおこと
ばを、ぜひとも復帰直後に責任を持って
実行していただきたい。それを重ねてお願
いします。

それから、私、この法務行政というものを人権を尊重してやるという御答弁で、先日の御答弁を伺うまでわりに安心しておつたのでございますが、非常にこれじやどうにもならぬということを

つきました。いま沖繩では御承知のように戰場になつて一家全部死んでしまつたというのが、やっぱり沖繩県民にはたくさんいふわけなのでございませう。そして、その人たちのもう所有者がない土地、相続人もない土地、あるいは相続人もない家というものがたくさんあるわけでございますが、そのような場合、日本の民法でいくと国庫にその財産は帰属することになっております。ところが、沖繩のこの実情、特に一家全部死に絶えなければならなかつたということは、日本国政府の責任において行なわれたことであり、そして死に絶えた結果、国がその財産を全部取り上げてしまふというのじや、踏んだりけつたりもはなはだしきことだと思ひます。その場合に、法定相続人以外の人に草の根を分けてもさがし出して、その人に所有権登記をするというより、な特別の立法を考へておられるかどうか、法務大臣に伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) これは、私のほうから先にちよつと答弁させていただきたい事情がございます。それは、ただいまのお話のような点で、全滅家族は、幾ら草の根分けても、今日まで完全にとだえてしまった家族の方が、不幸にして相当でございます。したがって、部落の中にあき家があり、屋敷あとがあり、あるいは圃場が荒らされてそのまま残り、たいへん胸の痛ましい状態で、私は賞勲行政もやっておりますが、その方々に何らかの栄典行為なり、あるいは援護法適用等についても、厚生省でもだれも引き取り手がない、受け手がないという状態でありますので、私昨年、屋良主席にお願いをしまして、これは本土法令は法律は非情でございますので、このまま返りますして国庫に帰属いたしますと、國が部落のまん中二、三軒のあと地や家を取つたりなんかすることは、まことによろしくないことでございますから、復歸前にぜひ部落の方々に集まっていたな代いて、畑、たんぼ、それぞれみんなで相談をして、みんなで合意した人に譲って、その適正な代

金を積み立て、あるいは屋敷はみんな相談した人がそれを受け取って、その代金を積み立てて、そうしてそれぞれの帰属を定めて、それを永代供養料その他にして全滅家族を弔ってあげる金にされたらどうでしょうか、ということをお願いしてございます。私はきつと復讐までそれをしたいのだと思いますので、その点は私のほうで事前にお断りしておきますことが実現すれば、そのように沖繩にとって冷酷非情な法律の適用が行なわれないだろうと、そういうことを願っております。

○委員以外の議員(佐々木静子君) 山中長官がいろいろと沖繩県民の権利が守られるように努力していただいているということについて、非常にけっこうなことだと思いますが、この琉球政府がそのように長官の意を受けて復讐までに完全に実行できなかったような場合、あるいはそれが実行漏れになったような場合、これに対する救済策というものは政府として考えておられますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいまのところは考えておりませんが、いろいろな実情で、また山中君のただいまの答弁がありまして、必要があれば立法を考えていきたいと思います。

○委員以外の議員(佐々木静子君) これは、総務長官もいろいろと御努力いただいていることはわかりますが、何と云っても登記のことは法務省の所管でございまして、法務省としても、これも積極的に、所有者のわからない場合は、法定相続人以外の者でも、多少とも縁故のある者にはその所有権を認める特例、あるいは相続人、また縁故者がだれもわからない場合には、それをその村落すなわち地方自治体の所有に帰するということと認める特例というものを、ぜひつくるように推進していただきたいと思いますが、法務大臣においてお約束していただけますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) そういう必要があれば、これは当然やらなければならぬ。しかし、ただいまのお話のとおり、率直に申し上げて、地籍の問題は法務省の問題ではありません。登記の

関係——所有権とかそういうのじゃない。権利関係を表示するだけだ法務省の問題で、そのいろいろな処理をどうするかという問題は、単なる法務省の問題でないと思います。

○委員以外の議員(佐々木静子君) その単なる法務省の管轄ではないということでございます。山中総務長官のほうでも一生懸命そのことはやるということをや言明されたわけですが、どこの管轄かはつきりしないということであれば、総理大臣にお答えいただかなければならないと思えます。

○国務大臣(山中貞則君) 総理から私に答弁をしるということでございますから、したがって答弁をさせていただきます。(質問者は総理と言っておるよ)と呼ぶ者あり) 総理から私に答弁しろという名義でございまして、答弁をさせていただきます。いけないのなら、答弁をやめます。

○委員以外の議員(佐々木静子君) 山中長官の御言明はさつき伺いましたので、私も非常に喜ばしいと思っております。しかし最高の責任者である佐藤総理にぜひともお述べいただきたいと思っております。

○国務大臣(佐藤作君) 私が立ちかねたというわけでもございませんが、先ほど山中君がはつきりお答えをいたしておりますので、これは内閣を代表してその意見を話してくれたい、かように思っておりますから、私が立つまでもない、かように思いましたが、私も立つた以上、山中君の言明を私が確認すると、こういうことでございますから、どうぞ御協力願います。

○委員以外の議員(佐々木静子君) まあ総務長官の御言明の上に総理に確認していただいたので、私も安心したわけでございます。ぜひとも、これは各省あげて実行に移していただきたいと思っております。

それから法務大臣にも一言、伺いたいたす。これは先日の法務委員会の際にも私申し上げたんですが、司法制度に関する事柄は、法務省、最高裁判所、日本弁護士会の三者協議の上で

きめるといことが、これは参議院の法務委員会に附帯決議で明らかにされているわけですが、これは協定のことはそこまでする必要はないにしても、国内法においては、少なくとも法務委員会の附帯決議というものが生きていっているわけでございます。が、今度の司法制度に関する事柄について、最高裁判所あるいは日本弁護士会に法務大臣として協議をなさいますか、なさったとすれば何回なさったか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 協議は十分重ねておるつもりであります。

○委員以外の議員(佐々木静子君) 何回やったかといいましたので、やられた回数とその日時をお答えいただきたいと思います。と申しますのは、日本弁護士会から相当この裁判問題について要望書が出ているわけですが、伺ってみますと、そのほとんどと言っているくらい法務省においていれられておらない。一体どういふ協議をなさったのか、伺いたいと思っております。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ずいぶん回数を重ねておりますので、何回というより回数はおわかりないようであります。繰り返してやっております。

○委員以外の議員(佐々木静子君) これは沖繩の、この返還のことに關しての協議でございますか。それを重ねて伺いますが、ずいぶんじゃ比較の問題がありますのではつきりいたしませんから、おおよそ何回ぐらいのことをお述べをいただきたいと思います。

○政府委員(辻辰三郎君) これは法務省の官房の司法法制調査部というところが司法制度の行政的な所管部局でございます。で、沖繩の返還に際しまして、この司法制度の問題につきましては、すでに一年以上前から司法法制調査部におきまして、最高裁判所の事務当局及び日弁連の關係当局としましては、これは話し合いをいたしまして今日に至ったわけでございます。

○委員以外の議員(佐々木静子君) この回数を伺えなかったのは非常に残念な感じがしますが、あくまでしはばで、お答えにならないのかどうか。できましたら、それほど何回もやっていたらいいんじゃないかとおっしゃったほうが法務省もいんじやないかと私思うんですが、どうなんですか。そして今後ますます協議を続けていくおつもりかどうか、そのところをはつきりしていただきたいと思います。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいまお答え申し上げましたように、この協議は一年以上前から何回もやっております。また、これは、法律が成立した暁には、新しい司法制度の運用をいたしまして、今後とも官房の司法法制調査部が中心になりまして、最高裁判所、日弁連と十分相談をしております。

○委員以外の議員(佐々木静子君) 結局、今後この法律を正式につくるに十分日本弁護士連合会と協議をして、その意をいれて法律をつくっていくという約束をされるわけですね。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいままでにはずいぶん繰り返して協議をしておりますので、協議すべき問題が残っております。これは考えていないようでありませんが、もちろん、必要があればとどろり協議をいたしていきます。

○委員以外の議員(佐々木静子君) それでは十分今後協議を重ねていただいて、そして人権保障の面においても抜かりのないように法律をつくっていただくというのを要望いたしまして、私の質問を終わりますが、これは一言で回数をお答えいただいたら四分間節約できたわけなんです。これは政府のほうの責任によるものであるということとを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(長谷川仁君) 春日正一君。

○委員以外の議員(春日正一君) 先日の連合審査会の際に、佐世保市の水道局と佐世保の米軍との給水契約の問題についていろいろお聞きして、特にその中に、第十三条というところに、条例、

規程とこの契約の規定条項の不一致があるときには契約の規定が優先するという条項があることについてお聞きしたところが、その点については調べて後刻返事をするということになっておったんですけれども、お調べになった結果を聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) 昨日は突然でございましたので、たいへん失礼いたしました。調べましたところ、第十三条で条項、規程というよりなことを使っておりますが、原文を見ますと、コンストラクターズ・ルールズ・オブ・レギュレーションズとなっております。第五条ではプリスクライブド・バイ・レギュレーションズ・プリスクライブド・バイ・ロー・オブ・ザ・サセボ・シティ・カウンスルとなっておりますので、これを見ますと、第五条は明らかに法律並びに市の条例に従っている。それから問題の第十三条は、ただいま申し上げますことばになっておりますので、これは市水道局の内部規定ないしは取り扱い規定、こういうふうに解するのが適当であると、かように考えます。日本の訳文は必ずしも適当でない、かような結論に達しましたので、御了承をいただきたいと存じます。

○委員以外の議員(春日正一君) じゃ、私は英語はあまり強くないので、まあそう説かれてみたところで、ほんとういへば英語の専門家に鑑定してもらわなければ、それで承知したというわけにはいかないのですけれども、しかしまあ英文の文を私は聞いたのではなくて、日本語の文章、しかもこの文章に、御承知のようにはっきりと、佐世保市の水道局長あるいは佐世保の市長がきちんと署名をしておる。だから、少なくとも佐世保市当局は、誤訳であろうとなかろうと、そういう条例に優先するという文句が書かれたものに署名しているわけです。これは間違いないと思う。そうすれば、そういうものに署名したということではそれが正当だといって通そうとすれば、当然これは市長は市議会できめたことを越えた契約をしたわけですから、背任の責任を問われなきゃならぬだろう

し、もし誤訳であったというなら、これは改めなきゃならぬだろう、その点は当然問題としてそこに残るわけですよ。原文がこうですからという問題はあとから問題にしますけれども、とにかく日本語で書いたものにそういう条例に優先するということを書かれて、判が押してある。そういう契約を佐世保市がしたわけですから、日本の役所ですから、日本語をやっぱり優先に考える。そうすればそうなる。それをどうされるか。

○国務大臣(斎藤昇君) 佐世保市役所におきましても、私が申し上げましたような意味に解して運用しているようでございます。それから、ただいまおっしゃいますこともまことにごもっともと存じますので、これは訳文を改正すべきであるとか、かように思いますので、適当な機会に改正をするように指示をいたして、そういたしたいと思

います。

○委員以外の議員(春日正一君) そこで、一番問題なのは英文が優先すると。いまの大臣の報告を聞きまして、原文を調べましたらと言。つまり英語の原文にめぐら判を押した、そういう結果になっているわけですよ。この問題はあとで問題にしますけれども、それにしても、いま大臣の報告されたように、条項ではなくて規則、内部規定だと、こういうふうに解釈したとしても、しかし、佐世保市で市民に水を供給する場合には、市の水道のそういう規則や内部規定に従って供給されておると思うんですね。だから、当然アメリカ軍といえども市民と同じ条件で給水するというものにならなきゃならぬはずですよ。というのは、御承知のように水道法には米軍を特に優先するという条項はありません。当然これに基づいて行なわれるなら住民と同じにしなきゃならない。というこ

とになれば、そういう契約書の中に、この契約書が佐世保市の水道のいろいろな内部規定なり規則というものに優先するということを書く必要はないし、書いてはいけないうことだと、そういふふうに思います。ところが、そういうことを、優先するよりな契約を定めるといふことはやはり

問題があるんじゃないか。水道法にはそういう規定はないはずですよ。水道法に従ってやれば、当然そういうものがあつちやいけないうことだと私も考える。その点はどうですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 水道法、条項に従うということは第五条にはっきり明定をいたしております。ただいまの点は、この契約の内容を見ますと、たとえば、金は円で支払うとか、あるいはまた領収書はどういうようにするか、検針はどういうようにするかというように、これはやはり米軍の支払い規定といえますが、それにもマッチしなければならぬからというように、これは多々あります。そういう点は、やはり市民から徴収する徴収規定と違つたような規定を書いておるように見受けられます。これらの点は、私は事実上、権利に關することじゃございせんから、手続上の規定でございまして、アメリカとの契約の場合にはアメリカの支払いに適當するような事柄を書くというの、私はあながち違法、権限を逸脱した行為ではないと、かように思います。

○委員以外の議員(春日正一君) アメリカにはアメリカの支払い規定がある、そういうことですけれども、それはアメリカの軍の内部の問題であつて、たとえば日本の市役所の水道局に金を払うという場合には、やはり日本の円で払うのだし、その規定に従って使うということにならなければ、これはいけないのじゃないか。それが何かあたりまえのように、この文書なんかはアメリカが作った文書ですよ。それに判を押すというのは、私は、占領中の習慣がそのまま持つと持ち越されて、いまでもこれがあたりまえでまかり通つておるということじゃないかと思うのですよ。

そこでもう一つさらに進めて言いますと、こういうものを読んでみますと、非常に私どもとしてはひつかかるものがたくさんあるわけです。たとえば、有効期間は米軍の随意によって終結するまでと、こうなつておる。アメリカが要らぬと言ふまでは——ちやうどサンフランシスコ条約三条の規定と同じですね、無期限じゃないけれども、ア

メリカが欲する限りは無期限なんですよ。そういう規定になっている。一条(b)項ですね。それから給水の量と質は、アメリカの契約官の通告で変更できるという、随時にこれだけの質のこれだけの水というように言つてくれれば、それに応じなければならぬという契約になっています。それから、相互で解決できない問題は米側の契約官が決定する、その異議については米軍の司令官あるいは陸軍長官が決定すると、十一條(b)項ですね。それから先ほどの不一致の条項では、内部規定と改められましたけれども、規則や規定に契約が優先するということを書かれておる。しかもこの契約の最後を見ますと、驚くべきことに、この契約に水道局長が署名をし、調印し、さらに市長がそれを裏書きする署名調印をしても、アメリカの陸軍省の調達官がこの契約を承認しなければ成立しないと、こうなつておるのですよ。

一体これはどういふことなのか。主権国家として、言つてみればアメリカというのは、アメリカ軍というのは日本の土地を借りておる借地人みたいなものでしょう。私もどが地主であり主権者でしょう。総理もそうだとおっしゃいます。その主権者が、アメリカ軍の言いなりになる文書に従つて、アメリカの言いなりになつたといふこと、これは契約をするものが許されておつてよろしいのか。その点、厚生省としてこういうものをこのまま続けるのか、こういうことはきつぱりやめさせるのか。当然これはやめさせるべきだし、そして日本文を正文として、そしてアメリカのはが日本語が読めないならば、翻訳して英文にして読む。問題があつたら日本語が正文なのだとおっしゃることにするのが、主権国家として当然のことでしょう。そこをひとつ……

○国務大臣(斎藤昇君) おっしゃるとおり、大体この契約書は、占領当時の書き方をずっと踏襲してきておるうちに私も思います。いろいろ調べてみても、そういうのが残つております。おっしゃいますように、先ほど——まあアメリカの支払い規程とか、いろいろなものにも合わなければなり

ませんから、向こうの要望も入れなければなら
ないと思ひますが、日本の関係当局とアメリカ関係
の契約書と英文の契約書と両方を正文にするとい
うように私は指導していきたく存じますし、
これは今後施設庁の、何といひますか、お世話も
願つて、やはり一種の調達行為でございますか
ら、そういうふうに指導するようにいたしたい
と、かように思ひます。

○委員以外の議員(春日正一君) 施設庁のほうに
直接当たると思ふのですけれども、この問題につ
いては厚生大臣は、こういうものは改めるよう
にしていきたいといふふうに言われたのですけれ
ども、施設庁としてはどうなんですか。まあ、あ
なた方は直接いろいろと関係することですか。

○政府委員(島田豊君) 施設庁はこの問題につ
きまして直接関係はいたしておりませんが、まあ契
約を結ばれる場合におきまして、われわれとして
専門的な見地からいろいろ御協力できる点は、関
係機関と御協力を申し上げていきたく、かよう
に思ひます。

○委員以外の議員(春日正一君) そういうことは
可能ですね。御協力申し上げたいじゃなくて、そ
ういうことは可能ですね、見通しとして。つまり
アメリカに対してこういうものを改めさせるとい
うことは。

○政府委員(島田豊君) 私どもから米側に申し入
れることは可能であると思ひます。

○委員以外の議員(春日正一君) そういうことに
していただきたいと思いますし、これはやはり非
常に大事な問題ですから、総理からも先ほど何か
同感されたようなちよつと私は感觸を得たのです
けれども、総理のひとつそれについての考え方
を、この際はつきり聞かしておいてほしいと思
ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 事柄は、誤訳であつた
といふ、厚生大臣の言つておられるとおり。これはし
かし、共産党から御指摘がないとそのまま見過ご
されていたら、そういう意味では、共産党の御指

摘はたいへん當を得ていた、適切な御協力を得
たと、私ほんとに、こういうことをほんとに
改めるべき大事なことだと思ひます。おそろく契
約当事者は、占領当時やつたことをそのままの例
に引き繼いで、毎年それを更改している、こうい
うようなことが続いてきているのじゃないかと思
ひます。これはただ単なる誤訳であつたという、
そこらであまり問題もないままできたことは、
これはしあわせだつたと思ひます。したがつて、
御注意もありましたから、厚生大臣も今度指導し
て、こういうことのないようにしようと、こうい
うことを申し上げておきます。そういう際は、おそ
らく施設庁長官もさつき答えたように、日米両国の
ものを正文とする、今回の行政協定もたように、
双方のものが正文になる、こういうことではない
かと、かように思ひますので、これは至急に改め
て、そうして御注意になつたような点、これが改
められることは望ましいことであり、日米友好の
上にもそれは役立つことだと、私はさように思
ひます。ありがたうございました。

○委員以外の議員(春日正一君) 総理からたいへ
んお礼を言われたんですが、しかし、いままで厚
生省、自治省、それから施設庁も、こういうこと
を知らなかつたといふことは、やはり政府当局
も、そういう占領時代の一つのやり方にそのまん
まなすんできたといふか、悪くなれてきたとい
うか、そういうことがあつたと思ひます。

○委員以外の議員(春日正一君) 総理からたいへ
んお礼を言われたんですが、しかし、いままで厚
生省、自治省、それから施設庁も、こういうこと
を知らなかつたといふことは、やはり政府当局
も、そういう占領時代の一つのやり方にそのまん
まなすんできたといふか、悪くなれてきたとい
うか、そういうことがあつたと思ひます。

○委員以外の議員(春日正一君) 総理からたいへ
んお礼を言われたんですが、しかし、いままで厚
生省、自治省、それから施設庁も、こういうこと
を知らなかつたといふことは、やはり政府当局
も、そういう占領時代の一つのやり方にそのまん
まなすんできたといふか、悪くなれてきたとい
うか、そういうことがあつたと思ひます。

○委員以外の議員(春日正一君) 総理からたいへ
んお礼を言われたんですが、しかし、いままで厚
生省、自治省、それから施設庁も、こういうこと
を知らなかつたといふことは、やはり政府当局
も、そういう占領時代の一つのやり方にそのまん
まなすんできたといふか、悪くなれてきたとい
うか、そういうことがあつたと思ひます。

○委員以外の議員(春日正一君) 総理からたいへ
んお礼を言われたんですが、しかし、いままで厚
生省、自治省、それから施設庁も、こういうこと
を知らなかつたといふことは、やはり政府当局
も、そういう占領時代の一つのやり方にそのまん
まなすんできたといふか、悪くなれてきたとい
うか、そういうことがあつたと思ひます。

ですけれどもね。
○国務大臣(山中貞則君) これは食い違ひがある
わけではなくて、まだきまつていないわけであり
ますから、県が、沖繩県の水道供給公社として運
営をされていく形になるわけです。しかし、それ
が一部の市において、沖繩県との間において、自
分のところは市町村が直接やりたといふような
ことがあつたら、話し合ひができたといふことが
ともあり得るでしょう。しかしその場合において
は、いまの広域水道としてのパイプ等のつなぎ方
等については、新たな経費を要する場所もあり
ますといふふうに申し上げたので、食い違ひは
ありません。

○委員以外の議員(春日正一君) そこが違つてい
るのです。水道法でいきますと、第三条「用語
の定義」というところで、「この法律において
「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業
者に対してその用水を供給する事業をいう」と。
だから供給公社といふことになれば、これは供給
者であり、さらに第五項で「この法律において
「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認
可を受けて水道事業を営業者をいふ」とい
つて、この、水を直接供給する業務ですね、これを
水道事業者といつておる。だから、公社が供給業者
であるとすれば、市町村におろすのであつて、市町
村は水道事業者には——水道法上のものになつてく
るのじゃないかと、私はそういうふうな解釈した
のです。そういうふうになりますと、水道事業者
が水を直接あそその米軍基地に供給するわけだ
から、各市町村がそれぞれ契約しなきゃならぬ
と、こういう問題になつてくると思ひます。すけれ
ども、その点どうなんですか、厚生大臣はその管
轄をしておいでになるんですけれども、水道法か
らいつて。

○国務大臣(斎藤昇君) 今度、県の水道事業を、
ただ供給業者だけにとどめるか、あるいは、いま
おつしやいました水道事業者と二枚看板でやるか、
これは実態に應じてやりたいと思つて、いま検討
中でございます。

○委員以外の議員(春日正一君) そうすると、ま
だその内容はきまつてない、こういうわけだす
ね。きまつてなければ、むしろその内容について議
論しなきゃならぬですけれども、時間がありません
から、私はその内容については言いませんけれ
ども、しかし、いづれにしても、県がやるに
しよつては自治体がやるというようにして、ところ
によつては自治体がやるというようにして、あ
らためて契約をするといふことになるわけだか
ら、その際にやはり、これは自治省のほうでも指
導されるだろうし、厚生省のほうでも指導される
と思ひますけれども、いま私の申ししたようなこ
ういふ契約ではなくて、やはり総理も同意された
ように、主権者である日本の自治体なり公共企業
体がアメリカと契約するといふ形で、主体性の
はつきりしたものを契約するといふように指導し
てほしいと思ひます。その点ひとつお返事いた
だいて、私の質問を終わります。

○国務大臣(斎藤昇君) おつしやるように、今度
は新たに米軍とそれから水道供給業者あるいは水
道事業者と、契約を新しくいたさなければならませ
ん。ちよつといい機会にいい例を出していただき
まして、非常に参考になつたと思ひますので、先
ほど御答弁申し上げました趣旨に基づきまして、
りつぱな契約の取りかわしのできるように指導い
たしたい、かように思つております。

○国務大臣(渡海元三郎君) 地方公共事業に對し
まして、助言指導を行なう立場にある自治大臣と
いたしまして、御指摘の点、誤りのないよう十
分指導してまいりたいと思つておられます。

○委員以外の議員(春日正一君) じゃあ、これ
で質問を終わります。

○委員長(長谷川仁君) この際、暫時休憩いたし
ます。

午後六時五十八分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

第十八部 沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第九号 昭和四十六年十二月二十六日【参議院】

昭和四十七年一月十三日印刷

昭和四十七年一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局